

令和7年度第11回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 令和8年2月10日(火)
2. 招集の場所 長洲町役場 3階 中会議室
3. 開会 令和8年2月10日 午前10時00分
4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長	中嶋 英徳	2番	石井 裕	3番	上野 美登
4番	菊本 耕二	5番	吉田 一明	6番	池上 一也
7番	宮本 静子	8番	坂本 敦子	9番	坂井 隆浩
10番	上田 正三				

5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域	福本 親康	福田 政司	池上 春男
六栄区域	平木 誠志	木原 大介	藤井 豊
長洲・清里区域	土山 道直	濱崎 伸二	

6. 欠席農業委員は次のとおりである。

0名

7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

0名

8. 議事参与が制限された委員数は次のとおりである。

0名

9. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局	局長	長谷川 元
農業委員会事務局	局長補佐	松岡 高史
農業委員会事務局	書記	浦田 慶広
農林水産課	課長補佐	馬場 隆輔

10. 提出議案

- ・ 報告第 18 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約届について
 - ・ 議案第 36 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
 - ・ 議案第 37 号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取について
- その他

(長谷川事務局長)

起立・・・礼 おはようございます・・・着席。

それでは、ただ今から令和7年度第11回長洲町農業委員会定例会総会を開会いたします。まず、中嶋会長よりご挨拶をお願いいたします。

(中嶋会長)

皆さん、こんにちは。非常に寒波がきて寒い日が続いております。また、2月8日は選挙がありまして、また高市総理が続投ということで、テレビはほとんどそれ関係ということで、何をみようかなとなっております。それとオリンピックがあっております。なかなか夏のオリンピックと違って冬のオリンピックはあまり見ません。それから、今日はタブレットで総会をするということですので時間がかかると思います。タブレットの方も使える様に勉強したいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

(長谷川事務局長)

ありがとうございました。本日の欠席委員をご報告いたします。本日は欠席されてる方はいらっしゃいません。

本日の出席委員は10名中10名でありまして、定足数に達しておりますので、総会は成立することをご報告いたします。それと会議の議案に入る前にタブレットの説明をしたいと思います。今日は議案の内容と説明資料の方をタブレットで見て頂けるようになっておりますので、タブレットの画面で見て頂ければと思います。それでは、長洲町農業委員会会議規則第5条の規定に基づき、会長は会議の議長となりますので、これ以降の議事進行は中嶋会長をお願いいたします。

(中嶋会長)

これより、議事に入ります。本日の提出議案は、

報告第18号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届について

議案第36号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第37号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取について

を議案といたします。

まず、長洲町農業委員会会議規則第15条第2項の規定に基づき、本日の議事録署名委員は5番 吉田委員 8番 坂本委員をお願いいたします。

(中嶋会長)

議事に入ります。1ページです。「報告第18号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(長谷川事務局長)

報告第18号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届がありましたので、次のとおりご報告いたします。議案書の1ページ、受付番号19番から20番となります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積につきましては議案書に記載のとおりです。申請理由につきましても、議案書記載のとおりによる合意解約となっております。以上で、報

告第 18 号の説明を終わります。

(中嶋会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。この件につきまして何か質問等はございませんでしょうか。

(中嶋会長)

なければ報告第 18 号を終わります。

(中嶋会長)

議事に入ります。2 ページから 9 ページです。「議案第 36 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(長谷川事務局長)

議案第 36 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について次のとおり提出いたします。

議案書の 4 ページから 5 ページ、受付番号 18 番となります。申請人、申請地の所在、地番、地目、地積につきましては議案書に記載のとおりです。

申請内容、許可基準等についてご説明いたします。説明資料の 1 ページから 2 ページを併せてご覧ください。申請理由につきましては、耕作目的の贈与による所有権移転となっております。

全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積 12,032 m²、農作業歴約 10 年以上の経験があり、今後もすべての農地を利用されるとのことです。

機械の所有状況でございますが、トラクター 1 台、コンバイン 1 台、田植機 1 台を所有されておられます。通作距離につきましては、自宅から約 5 km とのことです。

地域との調和要件、役割分担につきましては、水稻栽培を計画しており、周辺農地に影響が及ぼすことはなく、農薬についても十分に注意して使用を行い、地域の農業の維持発展に関する話し合いや活動に参加し、地域の取り決めに遵守協力するとのことです。以上、受付番号 18 番の説明を終わります。

(中嶋会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の 9 番 坂井委員お願いいたします。

(坂井委員)

9 番 坂井です。改めまして議案書の 4 ページ並びに説明資料の 1 ページをご覧ください。申請地周辺の状況は、イノアックの太陽光発電施設の南側、道路大谷・長洲港線からちよっと入った所になります。北側は道路と水路を挟んで太陽光発電施設、東側は田んぼ、西側はビニルハウスでトマトの栽培を、南側は水路を挟んで田になります。今までと引き続き耕作されるとのことで、特に問題ないと考えます。皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

(中嶋会長)

ありがとうございました。補足説明を推進委員の土山推進委員によろしくお願いいたします。

(土山推進委員)

推進委員の土山です。今 坂井さんが言われた通り、ここは、今まで通り水田も麦も作って、何も問題ないかと思われます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

(中嶋会長)

ありがとうございます。事務局と農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件につきまして、質問等はございませんでしょうか。

(上野委員)

はい。ここは、報告 18 号で耕作されてた方が合意解約されて、譲受人が耕作されるということですか？

(事務局)

そうですね、耕作者の方と解約されてご自分で作られるということです。

(中嶋会長)

他に質問はございませんでしょうか。

ありません の声あり

(中嶋会長)

なければ採決をします。議案第 36 号 受付番号 18 番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

ありがとうございます。全員賛成ですので、受付番号 18 番は原案のとおり決定し許可書を交付いたします。

(中嶋会長)

次に進みます。議案書 6 ページから 7 ページです。受付番号 19 番を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(長谷川事務局長)

議案書の 6 ページから 7 ページ、受付番号 19 番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積につきましては議案書に記載のとおりです。申請内容、許可基準等についてご説明いたします。説明資料の 3 ページから 4 ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、耕作目的の売買による所有権移転となっております。

全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積 9,665 m²、農作業歴約 40 年の経験があり、今後もすべての農地を利用するとのこととす。

機械の所有状況でございますが、トラクター 1 台 コンバイン 1 台、田植機 1 台を所有されています。通作距離につきましては、自宅の隣接地（北側）とのこととす。

地域との調和要件、役割分担につきましては、周辺農地及び地域に影響が及ぼさないように注意して耕作を行うとのことです。以上、受付番号 19 番の説明を終わります。

(中嶋会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の 2 番 石井委員お願いいたします。

(石井委員)

2 番 石井です。ここは、有明成仁病院から東側の下の道から真ん中で、昔 材木店があった所で鷺ノ巣公民館より大分まだ北の方です。譲受人が前から野菜を作られてて今度畑を譲り受けられるので、何ら問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(中嶋会長)

ありがとうございました。続きまして、推進委員の藤井推進委員に意見をお願いします。

(藤井推進委員)

推進委員の藤井です。いま、石井委員から報告がありました、私も現地を探すのに苦労しましたが、昔の農免道路の通りなんですけれども、譲受人の自宅の裏にありました。今までも野菜を作られておられましたので何ら問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(中嶋会長)

ありがとうございました。事務局と推進委員より説明がありました。この件について、質問等はございませんでしょうか。

(中嶋会長)

なければ採決をします。議案第 36 号 受付番号 19 番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号 19 番は原案のとおり決定し許可書を交付いたします。

(中嶋会長)

次に進みます。議案書 8 ページから 9 ページです。受付番号 20 番を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(長谷川事務局長)

議案書の 8 ページから 9 ページ、受付番号 20 番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積につきましては議案書に記載のとおりです。申請内容、許可基準等についてご説明いたします。説明資料の 5 ページから 6 ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、耕作目的の売買による所有権移転となっております。全部効率

利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積 35,645 m²、農作業歴約 20 年の経験があり、今後もすべての農地を利用するとのことをございます。機械の所有状況でございますが、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台を所有されています。通作距離につきましては、自宅から約 3 kmとのことです。

地域との調和要件、役割分担につきましては、水稻栽培を計画しており、周辺農地に影響を及ぼすことはなく、農薬についても十分に注意して使用し、地域の農業の維持発展に関する話し合いや清掃等管理活動への参加及び、地域の取り決めに遵守協力するとのことです。以上、受付番号 20 番の説明を終わります。

(中嶋会長)

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の 5 番 吉田委員お願いいたします。

(吉田委員)

5 番 吉田です。説明資料の 6 ページをみてもらうとわかりますが、現在も麦を作っておられます。周りも田畑で、何も問題ありません。ご審議のほどお願いします。

(中嶋会長)

ありがとうございました。続きまして、推進委員の池上推進委員にご意見を伺います。

(池上推進委員)

推進委員の池上です。いま、吉田委員が言われた通りに立派に耕作されておられますので、何ら問題ないと思われます。ご審議のほどお願いします。

(中嶋会長)

ありがとうございました。事務局と農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件について、質問等はございませんでしょうか。

(中嶋会長)

なければ採決をします。議案第 36 号 受付番 20 番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号 20 番は原案のとおり決定し許可書を交付いたします。

(中嶋会長)

議事に入ります。10 ページから 14 ページです。「議案第 37 号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(長谷川事務局長)

議案第 37 号 農用地利用集積等促進計画(案)が定められ、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、意見を求められたので、意見書を送付するものです。

今回の申請につきましては、11 ページが農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案総括表となり 2026 年の出し手、受け手ごとの総括になります。

12 ページが今回の借り手の状況一覧表で現在の耕作面積に今回の農用地利用集積等促進計画案面積を合わせまして今後の経営面積ということになります。

詳細につきましては、13 ページ 賃借権 5 件 10 筆 12,242 m²、14 ページ 期間借地 1 件 1 筆 504 m²ということになっております。以上、議案第 37 号の説明を終わります。

(中嶋会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございませんでしょうか。

(中嶋会長)

なければ採決いたします。議案第 37 号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 37 号は異議ないものとして、意見書を送付いたします。

(中嶋会長)

以上で、本日の提出議案はすべて終了いたしました。委員、推進委員の皆様からその他、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(中嶋会長)

ないようですので、事務局より連絡事項等をお願いいたします。

- 1 配布物の確認について
- 2 最適化活動記録簿報告の協力について
- 3 農業者年金加入促進について
- 4 認定農業者協議会との研修について
- 5 玉名地方協議会他の研修について
- 6 農林水産課からの案内で給付金請求の件について
- 7 来年度の委員改選について
- 8 全国農業新聞の値上げについて
- 9 委員報酬の明細について

(中嶋会長)

それでは これをもちまして、令和 7 年度第 11 回長洲町農業委員会定例総会を閉会いたします。

(長谷川事務局長)

起立・・・礼

閉会（終了 午前 11 時 9 分）

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長

印

署名委員

印

署名委員

印